

総合会計事務所ニュース

発行元

2009年9月 No.147

(株)総合会計 金巨功税理士事務所

TEL:083-973-8336 FAX:083-973-8337 HP:http://www.sogo-k.net

〒754-0014 山口市小郡高砂町8番11-201号

政権交代その先に見えるもの

～ 財源問題を考える ～

当初は選挙管理内閣とも言われた麻生政権でしたが、遅らせに遅らせた総選挙では、1955年の結党以後初めて第一党の座を明け渡す歴史的惨敗でした。そして「小泉構造改革」以後顕著になった格差問題などで、自公政権に嫌気がさした国民の怒りの声が民主党の大勝をもたらしたのでしょう。

しかし、問題はこれからです。民主党のマニフェスト（政権公約）の表紙には、「政権交代」そして、目次には、「暮らしのための政治を」のスローガンが掲げられています。国民の目線での政治は素晴らしいことですが、政治の本質は、税の取り方と使い方、つまり税制と予算の問題に尽きると言っても過言ではないでしょう。

まず気になるのが、高速道路の無料化です。これには財源が1.3兆円かかるとか。麻生政権で実施された休日の1,000円乗り放題は、環境への負荷が大きいという批判が多いだけでなく、特定の人しかその恩恵に預かれません。こんなに多額の税金を使うのだったら貧困対策（セーフティネット）などに使えば相当の効果が期待できます。

次に気になるのがアメリカとのFTA（自由貿易協定）の促進です。これを締結すれば、コメの生産が82%も減少するという試算もあります。先進国で最低の食糧自給率40%がさらに低下することは必至です。

さらに気がかりなのは、中学卒業まで月26,000円の「子ども手当」を支給する財源に「配偶者控除」と「扶養控除」を廃止するという政策です。この手当を出すことには異論はありませんが、子どもがいない、あるいは持たない家庭へは、実質上の増税です。

問題はこうした財源を税制上どのように担保するかです。自民党は声高に「消費税でお願いする」と言っていました。民主党も4年間、消費税は上げないと言っていますが、その先のあるべき税制の姿が見えてきません。

7月14日の日経新聞「経済教室」で、上村敏之関西学院教授は、「...消費税だけが社会保障財源ではない。裕福な高齢者への課税がその候補となるのではないか。...具体的には公的年金課税（格差是正とともに、効率的な社会保障財源確保の手段となる）と相続税（努力して裕福になった親の遺産が、子の努力と無関係に子を裕福にすることは、『機会の平等』からは認めがたいのではないか）の強化が挙げられる。...」と論じられています。私も税の専門家として、大多数の国民に痛みを押しつける消費税より、こうした課税のあり方がよいと考えます。



(株)総合会計 所長 金巨 功



～ 経営理念 ～

- 一、私たちは、納税者の権利を守り、中小企業と国民を大切にする税制の実現をめざします。
- 一、私たちは、税務・会計・経営のエキスパートとして、中小企業のよりよきアドバイザーになることをめざします。
- 一、私たちは、みんなで創造し、みんなで分かち合い、みんなで成長しあえる事務所になることをめざします。
- 一、私たちは、地域にあてにされ、地域に貢献し、中小企業が光となるような社会をめざします。

知らないと損をする？子育て応援特別手当

定額給付金をご存じの方が多くと思いますが、同じ時期に申請の始まった、子育て応援特別手当という制度をご存じでしょうか？これは“現下の厳しい経済状況における多子世帯の子育て負担に配慮するため、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の児童について、一人当たり3万6千円を支給する手当”です。

対象となる子

平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれ、第2子以降である子どもが対象となります。

第2子以降の判定については高校卒業(生年月日が平成2年4月2日以降の子ども)の中から年齢順に第1子、第2子となります。

支給額

支給対象児童一人につき、3万6千円を支給(1回限りです)

支給先

支給対象となる子の属する世帯の世帯主に支給

所得制限

所得制限を設けるか否かは、市町村がそれぞれの実情に応じて判断することとしています。所得制限を設ける場合の下限は、定額給付金と同様、1,800万円とし、所得制限の判定は世帯主個人所得により判定をします(世帯合算はしない)。

平成20年度の支給にあたっては、所得制限のある市町村はないようです。

4月前後に市町村より該当する世帯に対しては申請書類が送付されているようです。申請できる期間は平成21年4月～10月ぐらいとなっているところが多いので(例えば山口市は10月6日が〆切です)、申請がまだの方はなるべく早めに申請しましょう。(申請期限を過ぎてしまった場合は、辞退と見なされ支給されませんので注意が必要です。)

また、今回平成20年度だけの緊急措置となっていたこの手当は、全体の個人所得が減少しつつあるなど、経済情勢が引き続き大変厳しい事を踏まえ、平成21年度に限り、再度対象者を第1子(生年月日が平成15年4月2日～平成18年4月1日までの子ども)まで拡大して実施することとされました。こちらは10月から申請ができるようになりますので、お住まいの市町村(山口市では12月から申請ができます)で忘れずに申請しましょう。

ただこの制度は国会は通っていますが、政権が変わったために100%確定とは言えません。

以前、定額給付金については非課税所得であると事務所ニュースで取り上げましたが、この“子育て応援特別手当”支給の法的な性格は市町村からの贈与となります。市区町村は、地方公共団体であり、地方公共団体は“法人”と定義づけられているため、所得税法上は一時所得となります。他に一時所得がない場合には、50万円の特別控除があるため、課税されませんが、これ以外に一時所得のある人は注意が必要です。

事例 Q & A

Q. 自動車整備業者である当社は、従業員の給食のため厨房設備を購入して工場に設置しました。この厨房設備の構成や使用状況は、通常、飲食店で使用されている設備と同様ですが、その耐用年数は何年でしょうか。

A 平成 20 年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数に関する省令が改正され、機械及び装置を中心に実態に即した使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直しが行われました。特に機械及び装置の区分については、今までの390区分から、55区分に簡素化されたことによって、どの区分に該当するかを判断するか迷うケースがでてきました。

ご質問のケースでは、貴社の業種で判断し「自動車整備業用設備」の15年なのか、あるいは使用実態で判断し「飲食店業用設備」の8年なのか2通りのことが考えられます。この場合の判断基準は、その事業者の業種で判定するのではなく、その設備がどの業種の用に供されるかにより判定することになります。

したがって、使用状況等から判断して飲食店業用のものと同様とのことですから、「飲食店業用設備」の8年を適用することになります。このように2以上の用途に共用されている資産の耐用年数は、耐用年数通達(1-1-1)により、その使用目的や使用状況等により勘案して合理的に判定することとされていますので下記を参考にしてください。

参考:耐用年数通達(1-1-1)

「同一の減価償却資産について、その用途により異なる耐用年数が定められている場合において、減価償却資産が2以上の用途に共通して使用されているときは、その減価償却資産の用途については、その使用目的、使用の状況等により勘案して合理的に判定するものとする。この場合、その判定した用途に係る耐用年数は、その判定の基礎となった事実が著しく異ならない限り、継続して適用する。」

所長の登山日記



登山日

2008年10月25日



山名

浅間山(黒班山(くろふやま) 2404 ㍍ 日本100名山)



日記

浅間山は活火山で、登山禁止になっているため、外輪山で一番高い黒班山をめざしました。AM10時に登山口を出発。慌ただしさが続き、この季節の2000㍍の装備、手袋や防寒用の帽子を忘れ、風による体感気温の低下を否応なしに感じた山行でした。幸いにも、防寒用の帽子は借りましたが、迂闊でした。



登山口は、ほぼ2000㍍にあるので、約1時間半でめざす黒班山に到着。しかし、そこから引き返すのでは面白くないので蛇骨岳を經由しJバンドから賽の河原まで下りて、紅葉を満喫し、相当な急坂でしたが黒班山に登り返し、PM3時半に登山口に到着。5時間半のとても変化のあるコースに満喫しました。

これで日本100名山55座となりました。

登山口のすぐ近くにある高峰高原ホテルに泊まりましたが、意外にもフランス料理のフルコースとなっていました。この日は、満室の大盛況でした。



地図



詳しくはブログをみてね。
<http://isaoyamanobori.blog74.fc2.com/>